

○文部科学省令第三十三号

特定先端大型研究施設の共用の促進に関する法律の一部を改正する法律（令和五年法律第三十八号）の施行に伴い、並びに特定先端大型研究施設の共用の促進に関する法律（平成六年法律第七十八号）第二条第三項及び第九項、第六条第一項（同条第五項及び同法第十三条において準用する場合を含む。）及び第三項、第十一条第一項第二号、第十七条第三項並びに第十九条第二項第四号の規定に基づき、並びに同法、文部科学省設置法（平成十一年法律第九十六号）及び文部科学省組織令（平成十二年政令第二百五十一号）を実施するため、特定先端大型研究施設の共用の促進に関する法律施行規則及び文部科学省組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年十月二十五日

文部科学大臣 盛山 正仁

特定先端大型研究施設の共用の促進に関する法律施行規則及び文部科学省組織規則の一部を改正する省令

（特定先端大型研究施設の共用の促進に関する法律施行規則の一部改正）

第一条 特定先端大型研究施設の共用の促進に関する法律施行規則（平成十八年文部科学省令第二十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する

改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>(法第二条に規定する文部科学省令で定める施設)</p> <p>第二条 法第二条第三項の文部科学省令で定める施設は、放射光を放射する電子ビーム又は陽電子ビームのエミッタンス(当該電子ビーム又は陽電子ビームの中心から当該電子ビーム又は陽電子ビーム中の電子又は陽電子までの距離の標準偏差に当該電子ビーム又は陽電子ビームの発散角度の標準偏差を乗じた値をいう。)を三ナノメートル・ラジアン以下にする能力を有する施設とする。</p> <p>2・3 「略」</p> <p>4 法第二条第九項の文部科学省令で定める施設は、大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構(第四条第四項第六号及び第十六条第六項第九号において「高エネルギー加速器研究機構」という。)により設置される施設とする。</p> <p>(量子科学技術研究開発機構、理化学研究所及び日本原子力研究開発機構が作成する実施計画の認可の申請)</p> <p>第三条 国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構(以下「量子科学技術研究開発機構」という。)は、法第六条第一項前段の規定により実施計画の認可を受けようとするときは、毎事業年度開始前に、実施計画を文部科学大臣に提出して申請しなければならない。</p> <p>2 前項の規定は、国立研究開発法人理化学研究所(以下「理化学研究所」という。)について準用する。この場合において、同項中「第六条第一項前段」とあるのは、「第六条第三項前段」と読み替えるものとする。</p> <p>3 第一項の規定は、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構(以下</p>	<p>(法第二条に規定する文部科学省令で定める施設)</p> <p>第二条 法第二条第三項の文部科学省令で定める施設は、放射光を放射する電子又は陽電子のエネルギーを八ギガ電子ボルト以上にする能力を有する施設とする。</p> <p>2・3 「同上」</p> <p>4 法第二条第九項の文部科学省令で定める施設は、大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構(第四条第三項第六号及び第十六条第四項第九号において「高エネルギー加速器研究機構」という。)により設置される施設とする。</p> <p>(理化学研究所及び日本原子力研究開発機構が作成する実施計画の認可の申請)</p> <p>第三条 国立研究開発法人理化学研究所(以下「理化学研究所」という。)は、法第六条第一項前段の規定により実施計画の認可を受けようとするときは、毎事業年度開始前に、実施計画を文部科学大臣に提出して申請しなければならない。</p> <p>「項を加える。」</p> <p>2 前項の規定は、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構(以下「日</p>

「日本原子力研究開発機構」という。)について準用する。この場合において、同項中「第六条第一項前段」とあるのは、「第六条第五項において準用する同条第一項前段」と読み替えるものとする。

(特定先端大型研究施設の設置者が作成する実施計画の記載事項)

第四条 量子科学技術研究開発機構が作成する特定放射光施設に係る実施計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 放射光共用施設の建設及び維持管理に関する計画
- 二 放射光共用施設の運転に関する計画
- 三 施設利用研究を行う者に対する研究等に必要な放射光の提供に関する計画
- 四 放射光共用施設の利用条件に関する事項
- 五 利用促進業務（法第九条第一項の規定により、量子科学技術研究開発機構が行わないものとされた業務を除く。）に関する次に掲げる事項
- イ 放射光共用施設を利用して研究等を行う者の選定における次に掲げる事項に関する基本的な方向
- (1) 放射光共用施設を利用して重点的に行うべき研究等の分野に関する事項
- (2) 基礎的、応用的及び開発的な研究等に対する放射光共用施設の利用時間の配分に関する事項
- ロ 放射光共用施設を利用して研究等を行う者の募集及び選定の実施に関する計画
- ハ 放射光共用施設の利用時間の設定に関する事項
- ニ 放射光専用施設を設置する者の募集及び選定の実施並びに放射光専用施設を利用して研究等を行う者（放射光専用施設を設置する者を除く。次項第五号ニ並びに第十六条第三項第二号及び第四

本原子力研究開発機構」という。)について準用する。この場合において、同項中「第六条第一項前段」とあるのは「第六条第三項において準用する同条第一項前段」と読み替えるものとする。

(特定先端大型研究施設の設置者が作成する実施計画の記載事項)
「項を加える。」

項第二号において同じ。）の募集及び選定の支援の実施に関する計画

ホ 利用支援業務の実施に関する計画

ヘ 利用支援業務を担当する者の資質の向上のための措置その他利用支援業務の充実のための措置に関する事項

六 一般財団法人光科学イノベーションセンターとの連携に関する事項

七 その他必要な事項

2|| 理化学研究所が作成する特定放射光施設に係る実施計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一〜四 「略」

五 利用促進業務（法第九条第三項において準用する同条第一項の規定により、理化学研究所が行わないものとされた業務を除く。次項第六号において同じ。）に関する次に掲げる事項
イ〜ハ 「略」

ニ 放射光専用施設を設置する者の募集及び選定の実施並びに放射光専用施設を利用して研究等を行う者の募集及び選定の支援の実施に関する計画

ホ・ヘ 「略」

3|| 「略」

4|| 日本原子力研究開発機構が作成する特定中性子線施設に係る実施計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一〜四 「略」

五 利用促進業務（法第九条第三項において準用する同条第一項の規定により、日本原子力研究開発機構が行わないものとされた業務を除く。）に関する次に掲げる事項

第四条 理化学研究所が作成する特定放射光施設に係る実施計画には、

次に掲げる事項を記載しなければならない。

一〜四 「同上」

五 利用促進業務（法第九条第一項の規定により、理化学研究所が行わないものとされた業務を除く。次項第六号において同じ。）に関する次に掲げる事項
イ〜ハ 「同上」

ニ 放射光専用施設を設置してこれを利用した研究等を行う者の募集及び選定の実施に関する計画

ホ・ヘ 「同上」

六 「同上」

2|| 「同上」

3|| 日本原子力研究開発機構が作成する特定中性子線施設に係る実施計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一〜四 「同上」

五 利用促進業務（法第九条第三項において準用する同条第一項の規定により、日本原子力研究開発機構が行わないものとされた業務を除く。）に関する次に掲げる事項

特定先端大型研究施設 設の区分	利用者 する者	数
<p>イゝハ 「略」</p> <p>ニ 中性子線専用施設を設置する者の募集及び選定の実施並びに中性子線専用施設を利用して研究等を行う者（中性子線専用施設を設置する者を除く。第十六条第六項第二号において同じ。）の募集及び選定の支援の実施に関する計画</p> <p>ホ・ヘ 「略」</p> <p>六・七 「略」</p> <p>（量子科学技術研究開発機構、理化学研究所及び日本原子力研究開発機構が作成する実施計画の変更の認可の申請）</p> <p>第五条 量子科学技術研究開発機構は、法第六条第一項後段の規定により実施計画の変更の認可を受けようとするときは、変更しようとする事項及びその理由を記載した申請書を文部科学大臣に提出しなければならない。</p> <p>2 前項の規定は、理化学研究所について準用する。この場合において、同項中「第六条第一項後段」とあるのは、「第六条第三項後段」と読み替えるものとする。</p> <p>3 第一項の規定は、日本原子力研究開発機構について準用する。この場合において、同項中「第六条第一項後段」とあるのは、「第六条第五項において準用する同条第一項後段」と読み替えるものとする。</p> <p>（利用支援業務担当者の数）</p> <p>第八条 法第十一条第一項第二号の文部科学省令で定める数は、次の表の中欄に掲げる利用支援業務を担当する者ごとに、同表の下欄に掲げる数とする。</p>	<p>イゝハ 「同上」</p> <p>ニ 中性子線専用施設を設置してこれを利用した研究等を行う者の募集及び選定の実施に関する計画</p> <p>ホ・ヘ 「同上」</p> <p>六・七 「同上」</p> <p>（理化学研究所及び日本原子力研究開発機構が作成する実施計画の変更の認可の申請）</p> <p>第五条 理化学研究所は、法第六条第一項後段の規定により実施計画の変更の認可を受けようとするときは、変更しようとする事項及びその理由を記載した申請書を文部科学大臣に提出しなければならない。</p> <p>「項を加える。」</p> <p>2 前項の規定は、日本原子力研究開発機構について準用する。この場合において、同項中「第六条第一項後段」とあるのは「第六条第三項において準用する同条第一項後段」と読み替えるものとする。</p> <p>（利用支援業務担当者の数）</p> <p>第八条 法第十一条第一項第二号の文部科学省令で定める数は、次の表の中欄に掲げる利用支援業務を担当する者ごとに、同表の下欄に掲げる数とする。</p>	<p>イゝハ 「同上」</p> <p>ニ 中性子線専用施設を設置してこれを利用した研究等を行う者の募集及び選定の実施に関する計画</p> <p>ホ・ヘ 「同上」</p> <p>六・七 「同上」</p> <p>（理化学研究所及び日本原子力研究開発機構が作成する実施計画の変更の認可の申請）</p> <p>第五条 理化学研究所は、法第六条第一項後段の規定により実施計画の変更の認可を受けようとするときは、変更しようとする事項及びその理由を記載した申請書を文部科学大臣に提出しなければならない。</p> <p>「項を加える。」</p> <p>2 前項の規定は、日本原子力研究開発機構について準用する。この場合において、同項中「第六条第一項後段」とあるのは「第六条第三項において準用する同条第一項後段」と読み替えるものとする。</p> <p>（利用支援業務担当者の数）</p> <p>第八条 法第十一条第一項第二号の文部科学省令で定める数は、次の表の中欄に掲げる利用支援業務を担当する者ごとに、同表の下欄に掲げる数とする。</p>

特定放射光施設（量子科学技術研究開発機構により設置されるものに限る。）	一 研究実施相談者	六人
	二 安全管理者	一人（常勤の者に限る。）
特定放射光施設（理化学研究所により設置されるものに限る。）	一 研究実施相談者	五十八人
	二 安全管理者	一人（常勤の者に限る。）
特定高速電子計算機施設	一 研究実施相談者	十四人
	[略]	[略]
特定中性子線施設	一 研究実施相談者	十四人
	[略]	[略]

（登録施設利用促進機関が作成する実施計画の記載事項）

第十二条 登録施設利用促進機関が作成する実施計画（量子科学技術研究開発機構により設置されるものに限る。）に係る実施計画には、当該登録施設利用促進機関が行うものとされた利用促進業務に関し、第四条第一項第五号イからへまで及び第七号に掲げる事項を記載しなければならない。

2 登録施設利用促進機関が作成する特定放射光施設（理化学研究所により設置されるものに限る。）に係る実施計画には、当該登録施設利用促進機関が行うものとされた利用促進業務に関し、第四条第二項第

特定放射光施設	一 研究実施相談者	五十六人（常勤の者に限る。）
	二 安全管理者	一人（常勤の者に限る。）
特定高速電子計算機施設	一 研究実施相談者	十四人（常勤の者に限る。）
	[同上]	[同上]
特定中性子線施設	一 研究実施相談者	十人（常勤の者に限る。）
	[同上]	[同上]

（登録施設利用促進機関が作成する実施計画の記載事項）
「項を加える。」

第十二条 登録施設利用促進機関が作成する特定放射光施設に係る実施計画には、当該登録施設利用促進機関が行うものとされた利用促進業務に関し、第四条第一項第五号イからへまで及び第六号に掲げる事項

五号イからへまで及び第六号に掲げる事項を記載しなければならない。

3|| 登録施設利用促進機関が作成する特定高速電子計算機施設に係る実施計画には、当該登録施設利用促進機関が行うものとされた利用促進業務に関する、第四条第三項第六号イからホまで及び第七号に掲げる事項を記載しなければならない。

4|| 登録施設利用促進機関が作成する特定中性子線施設に係る実施計画には、当該登録施設利用促進機関が行うものとされた利用促進業務に関する、第四条第四項第五号イからへまで及び第七号に掲げる事項を記載しなければならない。

5|| 研究実施相談者のうち一名以上が非常勤の者である登録施設利用促進機関が作成する実施計画には、前各項の規定により記載すべき事項のほか、利用支援業務の質の維持向上のための措置に関する事項を記載しなければならない。

(登録の更新の手続)

第十四条 特定放射光施設及び特定中性子線施設に係る登録施設利用促進機関は、法第十四条第一項の登録の更新を受けようとするときは、登録の有効期間満了の日の九十日前から三十日前までの間に第六条第一項各号に掲げる事項を記載した申請書に同条第二項各号に掲げる書類を添えて、文部科学大臣に提出しなければならない。

2|| 前項の規定は、特定高速電子計算機施設に係る登録施設利用促進機関について準用する。この場合において、同項中「同条第二項各号」とあるのは、「同条第三項各号」と読み替えるものとする。

(業務規程の認可の申請)
第十六条 [略]

を記載しなければならない。

2|| 登録施設利用促進機関が作成する特定高速電子計算機施設に係る実施計画には、当該登録施設利用促進機関が行うものとされた利用促進業務に関する、第四条第二項第六号イからホまで及び第七号に掲げる事項を記載しなければならない。

3|| 登録施設利用促進機関が作成する特定中性子線施設に係る実施計画には、当該登録施設利用促進機関が行うものとされた利用促進業務に関する、第四条第三項第五号イからへまで及び第七号に掲げる事項を記載しなければならない。

「項を加える。」

(登録の更新の手続)

第十四条 登録施設利用促進機関は、法第十四条第一項の登録の更新を受けようとするときは、登録の有効期間満了の日の九十日前から三十日前までの間に第六条第一項各号に掲げる事項を記載した申請書に同条第二項各号に掲げる書類を添えて、文部科学大臣に提出しなければならない。

「項を加える。」

(業務規程の認可の申請)
第十六条 [同上]

3|| 2
〔略〕

特定放射光施設（量子科学技術研究開発機構により設置されるものに限る。）に係る登録施設利用促進機関が法第十七条第三項の業務規程に記載すべき事項は、次に掲げるとおりとする。

一 放射光共用施設を利用して研究等を行う者の募集及び選定の方法
二 放射光専用施設を設置する者の募集及び選定並びに放射光専用施設を利用して研究等を行う者の募集及び選定の支援の方法

三 選定委員会の構成及び選定委員会の運営に関する事項

四 利用者選定業務の公正の確保に関する事項

五 研究実施相談者の配置に関する事項

六 施設利用研究を行う者に対する情報の提供及び相談その他の援助の方法

七 特定放射光施設における研究者等の安全の確保に関する事項

八 利用促進業務に関して知り得た情報の管理及び秘密の保持に関する事項

九 利用促進業務の円滑な実施のための量子科学技術研究開発機構及び一般財団法人光科学イノベーションセンターとの連携に関する事項

十 その他利用促進業務の実施に関し必要な事項

4|| 特定放射光施設（理化学研究所により設置されるものに限る。）に係る登録施設利用促進機関が法第十七条第三項の業務規程に記載すべき事項は、次に掲げるとおりとする。

一 〔略〕

二 放射光専用施設を設置する者の募集及び選定並びに放射光専用施設を利用して研究等を行う者の募集及び選定の支援の方法

5|| 三〇十 〔略〕
〔略〕

2 〔同上〕
〔項を加える。〕

3|| 特定放射光施設に係る登録施設利用促進機関が法第十七条第三項の業務規程に記載すべき事項は、次に掲げるとおりとする。

一 〔同上〕

二 放射光専用施設を設置してこれを利用した研究等を行う者の募集及び選定の方法

4|| 三〇十 〔同上〕
〔同上〕

<p>6 特定中性子線施設に係る登録施設利用促進機関が法第十七条第三項の業務規程に記載すべき事項は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>一 「略」</p> <p>二 中性子線専用施設を設置する者の募集及び選定並びに中性子線専用施設を利用して研究等を行う者の募集及び選定の支援の方法</p> <p>三 十 「略」</p> <p>(情報通信の技術を利用する方法)</p> <p>第十九条 法第十九条第二項第四号に規定する電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて文部科学省令で定めるものは、次に掲げる方法とする。</p> <p>一 「略」</p> <p>二 電磁的記録媒体(電磁的記録に係る記録媒体をいう。)をもって調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法</p> <p>2 「略」</p>	<p>5 特定中性子線施設に係る登録施設利用促進機関が法第十七条第三項の業務規程に記載すべき事項は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>一 「同上」</p> <p>二 中性子線専用施設を設置してこれを利用した研究等を行う者の募集及び選定の方法</p> <p>三 十 「同上」</p> <p>(情報通信の技術を利用する方法)</p> <p>第十九条 法第十九条第二項第四号に規定する電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて文部科学省令で定めるものは、次に掲げる方法とする。</p> <p>一 「同上」</p> <p>二 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法</p> <p>2 「同上」</p>
<p>備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>	

別記様式第一及び別記様式第二中「特定放射光施設」を「特定先端大型研究施設」に改める。
別記様式第三表面中「~~第24条~~第1項」を「~~第24条~~第2項」に改める。

(文部科学省組織規則の一部改正)

第二条 文部科学省組織規則(平成十三年文部科学省令第一号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(研究公正推進室及び競争的研究費調整室並びに放射光施設推進専門官) 第五十条 「略」 256 「略」 7 放射光施設推進専門官は、特定先端大型研究施設の共用の促進に関する法律(平成六年法律第七十八号)第二条第三項に規定する特定放射光施設であつて国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構が設置するものの整備及び利用等の推進に関する専門的事項についての企画及び立案に当たる。</p>	<p>(研究公正推進室及び競争的研究費調整室並びに放射光施設推進専門官) 第五十条 「同上」 256 「同上」 7 放射光施設推進専門官は、放射光施設(特定先端大型研究施設の共用の促進に関する法律(平成六年法律第七十八号)第二条第三項に規定する放射光を使用して研究等を行うための施設をいい、同項に規定する特定放射光施設を除く。)の整備及び利用等の推進に関する専門的事項についての企画及び立案に当たる。</p>
備考 表中の「」の記載は注記である。	

附 則

この省令は、令和六年四月一日から施行する。